

広島県訓令第十八号

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十一月十九日

広島県知事 藤田雄山

本
方
機
関
序

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の旅費の支給に関する規程（昭和二十八年広島県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第七号中「旅行」の下に「又は旅費以外の県の経費から旅費に相当する経費が支給される旅行」を、「うち県の経費以外の経費」の下に「又は旅費以外の県の経費」を加え、同号を同条第六号とし、同条に次の一号を加える。

七 前各号に規定するもののほか、旅行における特別な事情又は旅行の性質等により条例の規定による旅費を支給する必要がない場合には、その実情に応じ、減額した旅費を支給する。

第五条第一項中「技術員等（給与条例附則第五項に規定する技術員等をいう。）」を「職員」に改め、同条第二項中「の当該旅行に要する運賃等の額が、同表に定める額（定けい港外において宿泊させる日における旅行については、千三百円）を超える場合は、それぞれその超える部分の金額に相当する」を「においては、当該旅行に要した」に改める。

第八条を削り、第九条を第八条とする。

第十条中「任命権者の定める額は、一キロメートルにつき」を「一キロメートルにつき任命権者の定める額は、」に改め、同条を第九条とする。

別表第三定けい港外において宿泊する日の項中「五、五一〇円」を「四、一一〇円」に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四（第六条関係）

研修等日額旅費の額及び支給期間

区分	日額	支給期間
広島県自治総合研修センターに宿泊させる場合以外の場合	二、八六〇円	研修等の開始された日から終了した日の前日までの期間について支給する。
広島県自治総合研修センターに宿泊させる場合	九、二五〇円。ただし、研修等を受けるため特定の宿泊施設に宿泊する必要がある場合（研修機関が有する専用の宿泊施設の利用が可能な場合を含む。）においては、その宿泊料実費相当額（当該額が条例第十七条に定める額を超える場合には、同条に定める額）に四六〇円を加算した額	当該用務地に到着した日の翌日（研修等の開始される日にあつては、その日）から帰庁のため当該用務地を出発した日の前日までの期間について支給する。ただし、宿泊場所が指定された場合において、研修の終了した日以後に当該施設の都合により宿泊できない場合は当該日を除いた期間とする。

附則
(施行期日)

- 1 この訓令は、職員の旅費に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年広島県条例第四十五号）の施行の日から施行する。
- 2 改正後の職員の旅費の支給に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(経過措置)